

# 「なんと！ピュアな市（受動喫煙防止）応援ステッカー」申込書

平成 年 月 日

南砺市役所健康課長 様

申請者(施設管理者)

住所	〒 -
氏名	
連絡先	電話 - -

「なんと！ピュアな市(受動喫煙防止)応援ステッカー」を、下記のとおり申し込みます。

## 記

施設名称																									
施設所在地 *申請者住所と同じ場合は記載不要です。	〒 - 富山県 南砺市																								
施設種別(業種) *該当する番号を○で囲んでください。	<table border="0"> <tr> <td>1. 農業</td> <td>2. 林業</td> <td>3. 漁業</td> <td>4. 鉱業</td> </tr> <tr> <td>5. 建設業</td> <td>6. 製造業</td> <td>7. 電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 情報通信業</td> <td>9. 運輸業</td> <td>10. 卸売/小売業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 金融保険業</td> <td>12. 不動産業</td> <td>13. 飲食店、宿泊業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14. 医療、福祉</td> <td>15. 教育、学習支援業</td> <td>16. タクシー・バス車両( 台)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17. その他( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 農業	2. 林業	3. 漁業	4. 鉱業	5. 建設業	6. 製造業	7. 電気・ガス・熱供給・水道業		8. 情報通信業	9. 運輸業	10. 卸売/小売業		11. 金融保険業	12. 不動産業	13. 飲食店、宿泊業		14. 医療、福祉	15. 教育、学習支援業	16. タクシー・バス車両( 台)		17. その他( )			
1. 農業	2. 林業	3. 漁業	4. 鉱業																						
5. 建設業	6. 製造業	7. 電気・ガス・熱供給・水道業																							
8. 情報通信業	9. 運輸業	10. 卸売/小売業																							
11. 金融保険業	12. 不動産業	13. 飲食店、宿泊業																							
14. 医療、福祉	15. 教育、学習支援業	16. タクシー・バス車両( 台)																							
17. その他( )																									
受動喫煙防止対策区分 *該当する番号を○で囲んでください。	<table border="0"> <tr> <td>1. 禁煙(敷地内・建物内・車内)</td> <td>_____ 枚</td> </tr> <tr> <td>2. 分煙(喫煙室・喫煙コーナー・分煙時間)</td> <td>_____ 枚</td> </tr> </table>	1. 禁煙(敷地内・建物内・車内)	_____ 枚	2. 分煙(喫煙室・喫煙コーナー・分煙時間)	_____ 枚																				
1. 禁煙(敷地内・建物内・車内)	_____ 枚																								
2. 分煙(喫煙室・喫煙コーナー・分煙時間)	_____ 枚																								
ホームページ掲載希望の有無	1. 希望する                      2. 希望しない																								

**\*富山県においても「とやま受動喫煙防止ステッカー」を配布しています。南砺市の受動喫煙防止応援ステッカーを申請された場合、富山県の受動喫煙防止ステッカー(小)も1枚配布致します。**

### (注意事項)

- 受動喫煙防止対策区分、施設種別(業種)、ホームページ掲載希望の有無欄は、それぞれ該当する番号に○を記入する。
- 南砺市ホームページに掲載する内容は、施設名、施設所在地、電話番号、受動喫煙防止対策区分です。

**申請は、FAXでも可能です！（井波庁舎内健康課直通）**

**0763-82-4657**



# なんと！ピュアな市（受動喫煙防止） 応援ステッカーの申込みを受け付けております！

## ・毎年5月31日は「世界禁煙デー」

日本では1992年(平成4年)より、5月31日から6月6日までの1週間が禁煙週間となっています。

## ・毎年9月は「がん制圧月間」

喫煙は、がん、脳卒中、心筋梗塞、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病及び歯周病など、様々な疾病の危険因子となっています。



市内全域の受動喫煙防止対策の環境整備を進めることで、人にやさしく、空気や食べ物等もおいしいピュアな市としてPRしていくことを目的に、受動喫煙防止応援ステッカーを作成しました。

「ステッカーの申し込みをすっかり忘れていた！」  
「新たに禁煙・分煙対策に取り組んだ！」  
などの施設は、ありませんか？

※対象は、南砺市内の事業所及び公共施設（健康増進法第25条に基づく）で、個人は対象となりません。分煙や禁煙に取り組んでおられる施設管理者の方は、ぜひお申し込みください！

Q1 「健康増進法25条（受動喫煙の防止）」とは具体的にどんな施設が対象となるのですか？

→法25条には、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とあり、この法律は今まで曖昧だった受動喫煙の被害の責任を、タバコを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主としたことが特徴です。

Q2 「その他多数の者が利用する施設」とはどのような施設ですか？

→「その他」の中に下記が含まれると解釈されます。

- ・遊技場（ゲームセンター、パチンコ・スロット店、麻雀・囲碁・将棋店、公園、遊園地、カラオケ店）
- ・スポーツ施設（ゴルフ場、テニスコート、公営競技場など）
- ・式場（結婚式場、結婚披露宴会場、葬儀場、その他各種宴会場など）
- ・その他の店舗（ホテル、旅館、銀行、理容・美容店、エステティックサロン、マッサージ店、接骨院、鍼灸院、フィットネス、ガリウスタド、銭湯・温泉等入浴施設など）
- ・交通機関（電車、バス、タクシー、駅、バス停、タクシー乗り場など）

<平・上平・井波地域>



<城端・井口・福光地域>



<利賀・福野地域>



\*ステッカーサイズ 150×150mm 申請書は、南砺市ホームページからもダウンロードが可能です。

### 申込手順

- ① 申込書に必要事項を記入の上、FAX(82-4657)で送信してください。
- ② 申込書の受付により、健康課保健係から応援ステッカーを郵送いたします。
- ③ 応援ステッカーは、玄関の外から見えやすい位置(ドアや窓等)へ掲示してください。

区分		内容
禁煙	敷地内禁煙	敷地内(建物内を含む)が全て禁煙であることを表示しており、灰皿などを設置していない。
	建物内禁煙	建物内が禁煙であることを表示しており、灰皿などを設置していない。
	車内禁煙	車内が禁煙であることを表示しており、運転手も車内では禁煙すること。
分煙	分煙(喫煙室・喫煙コーナー、禁煙時間等)	喫煙室や喫煙コーナーを設置している。昼食時間帯など一定の時間帯は、禁煙している。

\*受動喫煙防止対策区分と地域で原則1枚郵送します。(玄関が2箇所以上ある場合は、ご連絡ください。)